

1

令和 8 年第 1 回

多治見市議会定例会議案

令和 8 年 2 月 19 日

目 次

報第1号	専決処分の報告について	1
報第2号	専決処分の報告について	2
報第3号	専決処分の報告について	3
報第4号	専決処分の報告について	4
報第5号	専決処分の報告について	5
報第6号	専決処分の報告について	6
報第7号	専決処分の報告について	7
報第8号	専決処分の報告について	8
報第9号	財政向上目標の報告について	9
報第10号	財政健全基準の報告について	10
承第1号	専決処分の承認を求めるについて	11
議第1号	多治見市行政手続条例の一部を改正するについて	12
議第2号	多治見市印鑑条例の一部を改正するについて	14
議第3号	多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて	15
議第4号	多治見市職員等の旅費に関する条例の一部を改正するについて	16
議第5号	多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正するについて	27
議第6号	多治見市関谷文庫基金条例の一部を改正するについて	29
議第7号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	30
議第8号	多治見市子育ち支援会議条例の一部を改正するについて	32
議第9号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	33
議第10号	多治見市企業立地促進条例の一部を改正するについて	42
議第11号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	44
議第12号	多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて	45
議第35号	市政監察契約の締結について	47
議第36号	工事請負契約の変更について	48
議第37号	財産の無償譲渡について	49
議第38号	財産の無償譲渡について	51

議第39号	財産の無償貸付けについて	52
議第40号	財産の無償貸付けについて	54
議第41号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	55
議第42号	市道路線の廃止について	56
議第43号	市道路線の廃止について	57
議第44号	市道路線の廃止及び認定について	58
議第45号	市道路線の廃止及び認定について	59
議第46号	市道路線の認定について	60
議第47号	市道路線の認定について	61
議第48号	市道路線の認定について	62
議第49号	市道路線の認定について	63
議第50号	市道路線の認定について	64

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

専第17号

工事請負契約の変更について

令和6年8月22日議第88号をもって議決を経た新北消防署建築工事に係る吉川・飯田特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年12月23日

多治見市長 高木貴行

契約金額「822,800,000円」を「831,337,100円」に変更する。

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

専第18号

工事請負契約の変更について

令和6年8月22日議第89号をもって議決を経た新北消防署電気設備工事に係る松本・小境特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年12月23日

多治見市長 高木貴行

契約金額「214,500,000円」を「216,502,000円」に変更する。

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

専第1号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年10月25日午後10時20分頃、市内富士見町3丁目地内において、市道414100線を北方面へ走行していた車両が同線上に倒れていた枯木に接触し、当該車両のフロントバンパー、フェンダー等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月5日

多治見市長 高木貴行

損害賠償額 一金 50,918円

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

専第2号

工事請負契約の変更について

令和6年6月27日議第66号をもって議決を経た笠原小中学校建設工事建築工事に係る岐建・吉川・新興特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月16日

多治見市長 高木貴行

契約金額「4,378,000,000円」を「4,382,378,000円」に変更する。

報第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

多治見市長 高木 貴行

専第 3 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年 6 月 27 日議第67号をもって議決を経た笠原小中学校建設工事電気設備工事に係る松本・高電特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 1 月 16 日

多治見市長 高木 貴行

契約金額「484,000,000円」を「484,966,900円」に変更する。

報第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

多治見市長 高木貴行

専第 4 号

工事請負契約の変更について

令和 6 年 6 月 27 日議第68号をもって議決を経た笠原小中学校建設工事機械設備工事に係る池田・大和特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 1 月 16 日

多治見市長 高木貴行

契約金額「668,800,000円」を「670,520,400円」に変更する。

報第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

専第5号

工事請負契約の変更について

令和6年6月27日議第63号をもって議決を経た多治見市笠原こども園統合整備工事電気設備工事に係る小境・林特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月23日

多治見市長 高木貴行

契約金額「187,000,000円」を「189,436,500円」に変更する。

報第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

専第6号

工事請負契約の変更について

令和6年6月27日議第64号をもって議決を経た多治見市笠原こども園統合整備工事機械設備工事に係る株式会社丸三ポンプ工業所との工事請負契約の一部を次のとおり変更するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月23日

多治見市長 高木貴行

契約金額「193,160,000円」を「201,744,400円」に変更する。

報第9号

財政向上目標の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第21条第1項及び第2項の規定により、財政向上目標を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により、これを議会に報告する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

1 財政向上目標

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)
財政向上目標	7.0	79.0	15.0	95.0

2 適用年度

令和8年度分の予算及び決算から適用する。

財政健全基準の報告について

多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第25条第1項の規定により、財政健全基準を次のとおり定めたので、同条第2項において準用する同条例第21条第4項の規定により、これを議会に報告する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

1 財政健全基準

財政判断指標	償還可能年数 (年)	経費硬直率 (%)	財政調整基金 充足率 (%)	経常収支比率 (%)
財政健全基準	10.0	82.0	7.5	98.0

2 適用年度

令和8年度分の予算及び決算から適用する。

承第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多治見市一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

専第7号

令和7年度多治見市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年1月23日

多治見市長 高木貴行

多治見市行政手続条例の一部を改正するについて

多治見市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市行政手続条例の一部を改正する条例

多治見市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をできる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、

「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市行政手続条例（以下「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。

議第2号

多治見市印鑑条例の一部を改正するについて

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市印鑑条例の一部を改正する条例

多治見市印鑑条例（昭和53年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第3号

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正するについて

て

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

多治見市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

14 第3条の規定にかかわらず、令和8年3月に支給する市長及び副市長の給料月額については、それぞれ別表に規定する額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多治見市職員等の旅費に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員等の旅費に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員等の旅費に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第7条」に、

「第2章 内国旅行の旅費（第13条—第26条）

第3章 外国旅行の旅費（第27条—第27条の9）」を

「第2章 旅費の種目及び内容（第8条—第20条）」に、

「第4章」を「第3章」に「第28条—第30条」を「第21条—第28条」に改める。

第2条第1項第3号中「在勤公署」の次に「（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同項第6号の次に次の1号を加える。

（6）の2 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあっては職員の配偶者」に、「主として職員の収入によって生計を維持しているもの」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするもの」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものという。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「その出発前に」を削り、「旅行命令等を取り消され」を「旅行命令又は旅行依頼（以下次条及び第5条において「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「損失となつた金額」を「損失となる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第6項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」を「旅行命令等」に改め、同条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示し」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知し」に改め、同項ただし書中「これを提示するいとまがない場合」を「旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合その他規則で定める場合」に改め、同条第5項中「当該旅行に関する事

項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「前項に定める事項の記載又は記録を」に改め、同条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「精算をしようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者等」という。）」を「又は当該金額の支払をする者（以下この条並びに第27条第1項及び第2項において「支出命令権者等」という。）」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条を第7条とする。

第12条を削る。

第4章を削り、第2章及び第3章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（特別職に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特別職が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により特別職以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（特別職に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特別職が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により特別職以外の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限

る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であつて、特別職が移動するとき 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であつて、特別職が移動するとき (次号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特別職が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (4) 外国旅行の場合であつて、特別職以外の者が著しく長時間に渡る移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額
- (その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業 (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) の用に供する自動車 (外国におけるこれに相当するものを含む。) を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 (外国におけるこれに相当するものを含む。) その他の旅客を運送する交通手段 (前号に規定する自動車を除く。) を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車 (外国におけるこれに相当するものを含む。) の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（1） 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下の号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

（2） 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の

規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第27条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費

に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の多治見市職員等の旅費に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定は、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の多治見市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に同項に規定する退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（多治見市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

第4条 多治見市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

旅費の区分

区分 交通機関の 別	鉄道賃、船 賃、航空賃 及びその他 の交通費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当	燃料費、駐 車場使用料 及び有料道 路通行料
公共交通機 関を利用する 場合（レ ンタカーを 利用する場 合を含 む。）	多治見市職 員等の旅費 に関する条 例（平成4 年条例第6 号。以下 「条例」と いう。）の 特別職の鉄 道賃、船 賃、航空賃 又はその他 の交通費の 規定の例に より計算し た額	条例の特別 職の宿泊費 の規定の例 により計算 した額	条例の包括 宿泊費の規 定の例によ り計算した 額	条例の宿泊 手当の規定 の例により 計算した額	—
私有自動車 を利用する 場合	—	条例の特別 職の宿泊費 の規定の例	条例の包括 宿泊費の規 定により計	条例の宿泊 手当の規定 の例により	実費

	により計算 した額	算した額	計算した額	
--	--------------	------	-------	--

議第5号

多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正するについて

多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

多治見市職員退職手当に関する条例（昭和28年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、同項第3号中「特別職の職員以外」を「市長、副市長及び教育長である職員（以下「特別職の職員」という。）以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「引き続き、」の次に「再選若しくは再任された場合（第9条の2第3項に規定する申出を行わなかった者に限る。）又は」を加え、同号を同項第4号とする。

第6条の見出し中「退職の場合の」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第9条の2第3項に規定する申出をした者の前項に規定する給料月額は、通算した最後の在職期間の退職の日におけるその者の給料月額とする。

第9条の2第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、特別職の職員が引き続き、再選又は再任された場合において、市の規則で定めるところにより申出があったときは、当該再選又は再任の日の前日までの在職期間は、当該再選又は再任の日からの在職期間に通算する。この場合において、在職期間の計算は、前項の規定にかかわらず、通算した最初の在職期間の就職の日の属する月から通算した最後の在職期間の退職の日の属する月

までの月数による。

第21条第1項中「職員」を「一般職の職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市職員退職手当に関する条例の規定は、施行日以後に退職した市長、副市長及び教育長である職員に対する退職手当から適用する。

議第 6 号

多治見市関谷文庫基金条例の一部を改正するについて

多治見市関谷文庫基金条例（昭和55年条例第5号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市関谷文庫基金条例の一部を改正する条例

多治見市関谷文庫基金条例（昭和55年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（処分）

第3条 市長は、多治見市の図書館並びに小学校、中学校及び義務教育学校の図書購入費に充てるため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表31の項中「350円」を「400円」に改め、同表32の項中「350円」を「400円」に改め、同表35の項中「350円」を「400円」に改め、同表52の項中「350円」を「400円」に改め、同表52の2の項中「14,000円」を「15,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「24,000円」を「25,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「38,000円」を「40,000円」に、「56,000円」を「59,000円」に、「62,000円」を「66,000円」に、「92,000円」を「98,000円」に、「72,000円」を「73,000円」に、「110,000円」を「114,000円」に、「162,000円」を「169,000円」に、「172,000円」を「181,000円」に、「255,000円」を「270,000円」に、「334,000円」を「355,000円」に、「499,000円」を「531,000円」に改め、同表52の3の項中「20,000円」を「21,000円」に、「35,000円」を「37,000円」に、「56,000円」を「59,000円」に、「92,000円」を「98,000円」に、「72,000円」を「73,000円」に、「162,000円」を「169,000円」に、「255,000円」を「270,000円」に、「499,000円」を「531,000円」に改め、同表52の4の項中「7,000円」を「7,500円」に、「10,000円」を「10,500円」に、「12,000円」を「12,500円」に、「17,500円」を「18,500円」に、「19,000円」を「20,000円」に、「28,000円」を「29,500円」に、「31,000円」を「33,000円」に、「46,000円」を「49,000円」に、「36,000円」を「36,500円」に、「55,000円」を「57,000円」に、

「81,000円」を「84,500円」に、「86,000円」を「90,500円」に、「127,500円」を「135,000円」に、「167,000円」を「177,500円」に、「249,500円」を「265,500円」に改め、同表52の5の項中「10,000円」を「10,500円」に、「17,500円」を「18,500円」に、「28,000円」を「29,500円」に、「46,000円」を「49,000円」に、「36,000円」を「36,500円」に、「81,000円」を「84,500円」に、「127,500円」を「135,000円」に、「249,500円」を「265,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に申請のあったものに係る手数料から適用し、施行日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

議第8号

多治見市子育ち支援会議条例の一部を改正するについて

多治見市子育ち支援会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市子育ち支援会議条例の一部を改正する条例

多治見市子育ち支援会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第11条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第11条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の6の6第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改め、同条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条の12の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納

付に要する費用に係るものに限る。) の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。) のための収入 (法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。) の額

(3) 当該年度における第25条第1項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者 (国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額 (以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。) の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等 (国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。) の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第15条の13第1号イに掲げる額の見込額及び同号

イに係る同条第3号に掲げる額の見込額の合算額から同条第1号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の17 第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第19条第1項中「第15条の6の3」の次に「若しくは第15条の14」を加え、「、第20条の3第1項（同条第3項）を「若しくは同条第5項各号に定める額、第20条の3第1項（同条第3項又は第4項）に改め、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項）を「第20条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで」に、「の算定」を「若しくは第20条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「の額、第15条の6の3の額若しくは第15条の8の額」

を「、第15条の6の3、第15条の8若しくは第15条の14の額」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第20条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額の算定」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第20条の5第1項に定める額の算定」に、「おいて」を「おいては」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「（以下この項）」を「（次号及び第3号並びに第5項）」に改め、同項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第15条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

（1） 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ど

も・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第15条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第15条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」）と読み替えるものとする。

第20条の2中「及び前条第1項」を「、第15条の6の4、第15条の9及び第15条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第20条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第2項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第20条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て

支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、「第15条」とあるのは「第15条の16」と、第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の16第3項」と読み替えるものとする。

第20条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項」を「第29条の7第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「(第5項)」を「(第6項)」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「、第6項」を「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第5項各号」と、第7項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第20条の4第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第15条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の16」と読み替えるものとする。

第20条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の

減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第20条第5項、第20条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第15条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第15条の16第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附則第13条から第16条までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の2、第15条の6、第15条の13から第15条の17まで及び第19条から第20条の5までの規定は、令和8年度以降の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

多治見市企業立地促進条例の一部を改正するについて

多治見市企業立地促進条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市企業立地促進条例の一部を改正する条例

多治見市企業立地促進条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「運輸業」の次に「、情報通信業」を加え、同号イ中「本社機能等（本店又は）を「本店、」に、「又は経済基盤」を「若しくは経済基盤」に、「をいう。以下同じ。）」を「又は本店に準ずる機能を持つ支店（以下「本社・支社機能等」という。）」に改める。

別表第1事業所等設置奨励金の部中

「

事業所（中小企 業に係るものに 限り、かつ、運 輸業に係るもの を除く。）又は 本社機能等	操業開始の日における投下固定 資産総額が3,000万円以上	操業開始の日における投下固定 資産総額が1,500万円以上
--	----------------------------------	----------------------------------

」を

「

事業所（中小企 業に係るものに 限り、かつ、運 輸業に係るもの を除く。）又は 本社機能等	操業開始の日における投下固定 資産総額が1億円以上	操業開始の日における投下固定 資産総額が5,000万円以上
--	------------------------------	----------------------------------

限り、かつ、運輸業に係るもの
を除く。)

」に、

「事業所（運輸業に係るものに限る。）

「事業所（運輸業に係るものに限る。）又は本社・支社機能等

」を

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条及び別表第1の規定は、施行日以後に指定の申請を行った事業者に対する奨励措置から適用し、同日前に指定の申請を行った事業者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表高根の部昭和34年度の款を削り、同表南姫の部昭和35年度の款中「12」を「8」に改め、同部昭和38年度の款を削り、同表旭ヶ丘第3の部昭和47年度の款中「43」を「36」に改め、同表草口住宅の部昭和38年度の款中「4」を「2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を」を削り、「第2号」を「第1号」に、「383円」を「433円」に、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた多治見市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生

じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

市政監察契約の締結について

次の者と市政監察契約を締結したいので、多治見市職員による公益通報に関する条例（平成18年条例第53号）第15条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

- 1 契約の目的 市政監察契約
- 2 契約の方法 隨意契約
- 3 契約金額 次に掲げる額（消費税等の額を含まない。）
 - (1) 基本額 月額20,000円
 - (2) 実績額 次のア及びイの合計額
 - ア 公益通報に基づく調査1件につき30,000円
 - イ 公益通報に基づく調査1時間につき15,000円。ただし、1時間に満たない時間については、30分未満は7,500円とし、30分以上は15,000円とする。
- 4 契約の相手方 多治見市大日町21番地
木下 貴子
- 5 契約期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議第36号

工事請負契約の変更について

令和6年6月27日議第62号をもって議決を経た多治見市笠原こども園統合整備工事建築工事に係る飯田・日興特定建設工事共同企業体との工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

契約金額「803,000,000円」を「818,602,400円」に変更する。

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

1 謙渡する財産

(1) 建物11棟

名 称 多治見市立笠原中学校

所在地 多治見市笠原町字向島2455番地308、2455番地316

面 積 8,653.63平方メートル

ア 校舎

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

(イ) 面積 6,013.18平方メートル

1階：1,696.97平方メートル 2階：1,591.05平方メートル

3階：1,603.22平方メートル 4階：1,121.94平方メートル

イ 校舎

(ア) 構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

(イ) 面積 504.18平方メートル

ウ 体育館

(ア) 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建

(イ) 面積 1,773.63平方メートル

1階：1,744.73平方メートル 2階：28.90平方メートル

エ 体育館横倉庫

(ア) 構造 軽量鉄骨造スレートぶき平家建

(イ) 面積 33.82平方メートル

オ 物置

(ア) 構造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

(イ) 面積 5.52平方メートル

カ 受水槽ポンプ室

(ア) 構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建

(イ) 面積 11.15平方メートル

キ 校舎北東倉庫

(ア) 構造 鉄筋造スレートぶき平家建

(イ) 面積 38.49平方メートル

ク 便所

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

(イ) 面積 19.98平方メートル

ケ 部室

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

(イ) 面積 97.20平方メートル

コ プール更衣室

(ア) 構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建

(イ) 面積 140.51平方メートル

サ プール事務所

(ア) 構造 コンクリートブロック造陸屋根平家建

(イ) 面積 15.97平方メートル

(2) 上記建物に付随する附属物一式

2 相手方 瑞浪市土岐町2216番地

学校法人中京学院

理事長 中谷 浩美

3 譲渡日 令和8年6月1日

財産の無償譲渡について

次の財産を無償譲渡するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

1 譲渡する財産

(1) 建物1棟

名 称 多治見市医師会准看護学校

所在地 多治見市音羽町3丁目19番地2

種 類 校舎

構 造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 3階建

面 積 619.50平方メートル

1階：216.00平方メートル 2階：204.00平方メートル

3階：199.50平方メートル

(2) 上記建物に付随する附属物一式

2 相手方 瑞浪市土岐町2216番地

学校法人中京学院

理事長 中谷 浩美

3 譲渡日 令和8年4月1日

財産の無償貸付けについて

次の財産を無償貸付けするについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

1 貸付けする財産

土地5筆

面積 57,442.80平方メートル

(1) 地目 宅地1筆

所在地	面積
多治見市笠原町字向島2455番308	39,585.80m ²

(2) 地目 山林2筆

所在地	面積
多治見市笠原町字向島2455番316	2,587.00m ²
多治見市笠原町字向島2351番5	4,248.00m ²

(3) 地目 保安林1筆

所在地	面積
多治見市笠原町字向島2455番12	10,686.00m ²

(4) 地目 公衆用道路1筆

所在地	面積
多治見市笠原町字向島2455番424	336.00m ²

2 相手方 瑞浪市土岐町2216番地

学校法人中京学院

理事長 中谷 浩美

3 貸付期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

財産の無償貸付けについて

次の財産を無償貸付けするについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

1 貸付けする財産

土地1筆

所在地 多治見市音羽町3丁目19番2

地 目 雜種地

面 積 499.00平方メートル

2 相手方 瑞浪市土岐町2216番地

学校法人中京学院

理事長 中谷 浩美

3 貸付期間 令和8年4月1日から令和19年3月31日まで

第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和5年12月20日議第118号をもって議決を経た第8次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

第8次多治見市総合計画基本計画 政策の柱3 元気で安心して暮らせるまちづくり 施策5 地域防災・防犯対策中

「

9	避難所環境を充実させるため、小泉小学校と陶都中学校の体育馆に空調機を整備します
---	---

」を

「

9	避難所環境を充実させるため、全ての市立小中学校体育馆に空調機を整備します
---	--------------------------------------

」に改める。

議第42号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	2143	213511	多治見市 同 市	弁天町4丁目2番1 弁天町4丁目2番1	地先から 地先まで

議第43号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	5045	512405	多治見市 大原町8丁目27番 同 市 大原町9丁目38番	地先から 地先まで	

議第44号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	5375	513440	多治見市 大原町1丁目62番17 同 市 大原町1丁目62番29	地先から 地先まで	
認定	5375	513440	多治見市 大原町1丁目62番17 同 市 大原町1丁目65番6	地先から 地先まで	

議第45号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	9118	914700	多治見市 西山町4丁目5番4 同 市 大針町字台1番1	地先から 地先まで	
認定	9118	914700	多治見市 大針町字上畠401番5 同 市 大針町字台1番1	地先から 地先まで	

議第46号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	2308	231622	多治見市 同 市	虎渓山町3丁目112番1 虎渓山町3丁目1番34	地先から 地先まで

議第47号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5386	512342	多治見市 根本町1丁目87番1 同 市 根本町1丁目87番22	地先から 地先まで	

議第48号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5384	513444	多治見市 大原町6丁目9番 同 市 大原町6丁目18番1	地先から 地先まで	

議第49号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5385	521632	多治見市 幸町6丁目3番103 同 市 幸町6丁目3番106	地先から 地先まで	

議第50号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

多治見市長 高木貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	9133	912523	多治見市 同 市	大針町字屋作191番51 大針町字屋作191番57	地先から 地先まで